

議案第55号

静岡市特別会計条例の一部改正について

静岡市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特別会計条例の一部を改正する条例

静岡市特別会計条例（平成15年静岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の静岡市特別会計条例第1条第8号に規定する静岡市清掃工場発電事業会計に係る出納整理については、平成29年5月31日までの間、なお従前の例による。